

国民年金

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書について

●国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。

●年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「領収証書」や「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

Q. 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

A. 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」に添付する必要があります。

Q. 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

A. 世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人がその保険料を申告することができます。

▼社会保険庁の問い合わせ先窓口

控除証明書専用ダイヤル ☎0570(00)9911
(平成19年11月1日〜平成20年3月14日 平日午前9時〜午後5時)

免除された期間の保険料と

年金はどうなるの

○保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

○そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

○追納する場合は、保険料免除等の

承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

○なお、平成19年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、左表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を

平成19年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除
平成9年度の月額	16,550円	—
平成10年度の月額	16,310円	—
平成11年度の月額	15,680円	—
平成12年度の月額	15,070円	—
平成13年度の月額	14,500円	—
平成14年度の月額	13,940円	6,970円
平成15年度の月額	13,730円	6,860円
平成16年度の月額	13,540円	6,770円
平成17年度の月額	13,580円	6,790円
平成18年度の月額	13,680円	6,930円

平成16年度分以前の保険料には加算額が上乗せされます

▼問い合わせ先=保険課 国民年金係 ☎9134